

## 八王子市農村環境改善センター指定管理者事業計画書

### 1．応募理由

本組合は、八王子市・青梅市・あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村における森林経営、森林の保護、育成等林業及び緑化推進全般にわたる事業を実施しており、日の出町の主たる事務所のほか、6事務所を拠点として事業を展開している。

八王子市恩方農村環境改善センターの設置目的は、地域の農業経営と生活改善並びに健康増進等に必要な施設を供与し、農村環境改善を図ることであり、本組合はその管理運営の指定管理者として要件を満たすとともに、地域の農林業振興、地域交流の拠点としてのセンターの管理運営に適切な対応が可能なものと考え、応募した。

### 2．管理運営取組方針

管理運営にあたっての取組方針は、下記のとおりとする。

- ・ 利用の充実、サービスの向上を目指す。
- ・ 利用にあたっての公共性、公平性、公正性を確保する。
- ・ 適切かつ効率的な運営により、経費の節減に努める。
- ・ 個人情報保護の管理、危機管理に努める。
- ・ 安定、継続した管理運営を目指す。
- ・ コミュニティ施設として地域に密着した管理運営に努める。

### 3．管理運営体制（組織図）

### 4．防犯、防災対策

センターの開館時間内は、管理を担当する職員を常駐させ、夜間や休日等の閉館時には、警備専門会社に再委託し、防犯、防災対策に努める。

### 5．緊急時の体制、対策

緊急時において管理担当職員は、本所管理課長に速やかに連絡し、課長はその対応を決定する。なお、必要に応じて、市農林課に連絡し、対応を協議するとともに指示に従う。

### 6．効率的な管理運営方策

利用状況に応じた開館時間を設定したり、今後に向けて有料化等を検討し、運営の効率化を図る。

#### 7．利用者ニーズの把握、サービスの向上

利用実績を集計し、市に報告するとともに、利用者のニーズを把握し、その後の利用者サービスの向上に努める。また、当組合の基本事業である森林・林業の情報提供やPRにも努める。

#### 8．苦情処理

管理運営上の基本的事項に関する苦情については、担当職員は可能な限りの対応に努めるとともに本所管理課長に報告する。

報告を受けた課長は、対応を検討し処理する。

なお、必要に応じて市農林課に報告する。

#### 9．個人情報保護、情報公開

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、八王子市個人情報保護条例及びその他の関係法規並びに東京都森林組合個人情報取扱規程を遵守し、市の指導、監督に従う。また、個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図る。

#### 10．指定管理期間終了時の引継ぎ方法

センターの指定管理期間終了時に他の事業者へ管理を交代する場合は、事業の継続性に支障が生じないよう管理業務の引継ぎを行う。